

令和3年度事業計画書
(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

公益社団法人 とやま被害者支援センター

項目	細目	内 容	期 間 等
相談事業	電話相談	<p>ア 事件、事故の犯罪被害者等の精神的なケアや情報提供のため、犯罪被害相談員等が専用電話で相談に応じる。また、必要に応じて関係機関・団体を紹介する。</p> <p>イ 当センターの受付時間を除く電話相談には、「全国共通ナビダイヤル」が対応する。</p>	<p>月曜～金曜、10:00～16:00(祝日・年末年始を除く。)</p> <p>7:30～22:00、犯罪被害者等電話サポートセンター(全国初ワケ)が対応</p>
	面接相談	<p>犯罪被害者等にとって、より適切な支援を行うため面接による相談を行い、最適かつ専門的援助・解決方策等について共に考えるなどのサポートを行う。</p>	<p>予約制(祝祭日・年末年始を除く。)</p>
	専門相談	<p>専門的な対応が必要なケースについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富山県弁護士会「犯罪被害者支援委員会」の協力のもと所属弁護士による「無料法律相談」 ・臨床心理士等による「心理相談」 <p>を行い、問題解決に向けての支援を行う。</p>	<p>無料法律相談 (毎月最終水曜、10:00～12:00、「実施計画書」を別途作成)</p>
直接的支援事業	危機介入と支援ニーズ把握	<p>重大な事件・事故については、発生直後から警察の情報提供を受け、被害者等の支援ニーズの把握と全国ネットワーク加盟傘下の各センター、県・市町村等との連携など危機介入に努める。</p>	<p>発生等の都度</p>
	心療・生活支援の積極的実施	<p>ア 犯罪被害者等の病院への付添い、カウンセリング等の心療支援を行い、早期に原状に近い状態への回復を図る。</p> <p>イ 自宅訪問を通じ、被害者等に寄り添いつつ、家事や買物等必要な生活支援を行う。</p>	<p>必要に応じて</p>
	同行支援と社会的資源の活用	<p>ア 犯罪被害者等に対して、自宅訪問、病院や傍聴等の付添い、代理傍聴、関係機関との連絡調整、その他の直接的支援を行う。</p> <p>イ 必要により、富山県、各市町村並びに他機関等と連携を図りながら各種制度等社会的資源を活用した支援を行う。</p>	<p>必要に応じて</p>
	犯罪被害者等給付金裁定申請手続きの補助	<p>被害者等が犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする裁定の申請に関して、犯罪被害者等早期援助団体として、手続きの概要説明及び申請に必要な書類の教示、申請書類の記載事項説明等の補助を行う。</p>	<p>必要に応じて</p>

	被害者等の自助グループ活動への支援	被害からの精神的回復を目的とした自助グループの例会運営などの活動を主体的にサポートするとともに、自助グループ活動を必要とする被害者等に情報が届くよう適切な広報に努める。	月1回予定
広報啓発事業	広報啓発活動	<p>ア 犯罪被害者等の置かれた現状と支援の必要性、更には、当支援センターの活動等に対する理解を深めるとともに、犯罪被害者等が相談するきっかけとなり、また、支援に繋がることを目指し、必要かつ積極的な広報啓発活動に努める。</p> <p>イ 広報啓発活動の効果的な実施に向け、富山県、富山県警察、その他関係機関等との連携、協力を努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌「とやま被害者支援センターだより」の発行 ・パンフレット、手引き等の広報資料の作成・配布 ・中学校・高校での「命の大切さを学ぶ教室」、企業・団体・地域を対象とした講演会等の開催 ・「大切な命を守る」全国中学生・高校生作文コンクールへの協力 ・他機関や団体開催の研修会への講師派遣 ・ホームページを利用した情報の発信 ・自治体広報誌の活用 ・犯罪被害者週間行事「講演会&コンサート」の開催 ・「犯罪被害者週間」における街頭広報啓発 ・関係機関・団体主催行事等の効果的活用 ・報道機関に対する積極的な情報提供 	<p>年3回(6、10、2月)</p> <p>県警察との共催</p> <p>主催：警察庁 後援：文科省等</p> <p>関係自治体 (概ね年3回)</p> <p>11月26日(金)タワー111 「スカイホール」 JR 富山駅ほか 「おまわりさんの演奏とドリルの祭典」、「地域安全県民大会」等</p>
	県・各市町村合同巡回広報啓発キャンペーンの実施	<p>富山県及び各市町村との合同事業である巡回キャンペーンにおいて広報パネル、チラシ等の展示や配布などを通じて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成 ・当支援センターの事業活動の周知 ・支援活動に対する理解と協力の確保 ・県・各市町村との連携、協力体制の確保に努める。 	8月～翌年1月

<p>人的基盤の充実強化と委託事業</p>	<p>人的基盤の充実強化</p>	<p>「富山県犯罪被害者等支援条例」の施行(平29.4.1)を機に業務委託された</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接支援員業務 1名 ・研修委託支援員業務 1名 <p>を中心に、自宅訪問・付添い等の直接的支援及び支援員養成のための研修に努める。</p>	
	<p>支援事業の強化推進</p>	<p>人的基盤の充実強化のもと、支援活動ボランティアとの緊密な連携を図りながら、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話・面接相談による心のケアと支援に向けた情報提供 ・犯罪発生直後からの危機介入による被害者等への早期援助 ・被害者相談活動及び直接的支援活動の充実強化による途切れのないきめ細かな支援の実施 ・支援活動員の計画的な研修等人材育成 ・犯罪被害者の置かれた現状と支援の必要性に対する理解と協力の確保のための広報啓発活動の推進 <p>など支援事業の強化推進に努める。</p>	
<p>支援員の養成・支援スキルの向上とニーズの把握</p>	<p>県内研修会等の開催</p>	<p>研修担当支援員のもと、相談及び直接的支援等に関する知識や技能向上を図るため、臨床心理士、弁護士、医師等の協力会員を講師とした</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例検討会 ・継続研修(ロールプレイによる実践的指導、外部講師等による講義、裁判員裁判傍聴研修、認定コーディネーター招致研修) <p>の開催など、支援活動員の養成・スキル向上を図る。</p>	<p>6月～翌年2月 6月～翌年3月</p>
	<p>県外研修会等への参加</p>	<p>犯罪被害相談員、直接支援員等の知識・技能等のスキルアップを図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全国被害者支援ネットワーク主催 <ul style="list-style-type: none"> ・東海北陸ブロック「質の向上」研修会 (上半期・下半期、各2日間) ・全国犯罪被害者支援フォーラム2021 ・秋期全国研修会(2日間) ・その他研修会 ○ 被害者支援都民センター(東京)、少年犯罪被害当事者の会(大阪)など主催 <ul style="list-style-type: none"> ・実地研修、課題研修 ○ 警察庁等主催「被害者支援担当者研修」など、各種研修会へ積極的に参加し、支援員としての「質の向上」を図る。 	<p>8月19～20日(富山) 3月19～20日(富山) 10月(東京) 10月(東京)</p>

	調査・研修	犯罪被害者等のニーズを把握し、支援の在り方や当支援センターとしての支援の質の向上を図るための必要な調査・研修を行うほか、当支援センターの認知度・理解度等についてアンケート調査等を行い、各種の広報啓発活動に反映させる。	
	新規ボランティアの採用	相談及び直接的支援等の事業活動を充実させるため、新規に支援活動ボランティアを募集するとともに、養成講座を開設し支援補助員として採用(登録)する。	募集期間 4月～8月 養成講座 9月(週1回(水曜)、4日間、計14時間)
関係機関・団体との連携による支援活動	全国被害者支援ネットワーク	(公社)全国被害者支援ネットワーク会員相互の連携・協力を図るとともに、被害者支援に関するネットワークの事業に参加し、幅広い知識と新しい情報の収集に努める。 ・ 定時社員総会 ・ 東海北陸ブロック事務局長等会議 ・ 新任事務局長研修 ・ 全国事務局長会議	6月15日(東京) 8月19日(富山) 8月23日(東京) 8月24日(東京)
	関係機関・団体等との連携	富山県犯罪被害者等支援条例に基づく「犯罪被害者等支援協議会」、「実務者会議」等を通じて相互の連携と被害者支援施策の充実強化に努めるとともに、 ・ 富山県(防災・危機管理課) ・ 富山県警察(警察相談課) ・ 富山地方検察庁、法テラス、富山保護観察所、富山少年鑑別所 ・ 性暴力被害ワンストップ支援センターとやま ・ 県内各市(地域)被害者支援ネットワークなどとの連携、情報交換等に努める。	
安定的な財政基盤の整備	ファンドレイジング活動の継続	安定した自主財源確保のため、引き続き、各種団体・企業等を中心に法人及び個人賛助会員の確保・拡大に努める。	
	その他、自主財源の確保	募金箱や支援型自動販売機の設置、ホンデリングプロジェクト事業、イオン黄色いレシートキャンペーン等、自主財源確保のための活動を展開する。	
将来に向けた事業推進のための特定資産の積立て	特定資産の積立て	当支援センターの ・ 周年記念事業の必要経費の確保 ・ 設備修繕経費の確保 など、特定資産の取得に向けた計画的な資金の積立てを図る。	

会 議	第1回理事会	ア 令和2年度事業報告(案)及び収支決算(案)、当面の諸課題について審議する。 イ 理事・監事の任期満了に伴う改選(案)について審議する。 ウ 通常社員総会の招集について決議する。 エ 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況について報告する。	5月
	通常社員総会	ア 令和2年度事業報告(案)・収支決算(案)、当面の諸課題について議決する。 イ 理事・監事の任期満了に伴う改選(案)について決議する。 ウ 令和3年度事業計画書及び収支予算書について報告する。	6月
	第2回理事会	ア 代表理事及び業務執行理事を選定する。 イ 当面の諸課題について審議する。	6月 (通常社員総会后)
	予算理事会	ア 令和4年度事業計画(案)・収支予算(案)、当面の諸課題について審議する。 イ 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況について報告する。	3月
	臨時社員総会	重要な審議案件が生じた場合に、定款第15条(開催)の規定に基づき開催する。	必要の都度
	臨時理事会	重要な審議案件が生じた場合に、定款第32条(開催)の規定に基づき開催する。	必要の都度